



詳細は左のQRコードより長崎県HP「長崎県中小企業向け制度融資のご案内」をご覧ください。

## 【長崎県中小企業向け制度融資一覧表】

(令和8年4月1日以降)

◎資金の申込は、金融機関又は長崎県信用保証協会へ  
(詳細は最終面を参照)

制度名		融資対象	資金用途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額:年)
経営安定資金	長期	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 税務申告決算において、直近期とその前期以前3期のいずれかの決算期決算と比較し、売上高が減少または経常利益（個人事業者は所得金額）が減少していること ② セーフティネットの認定を受けたこと ③ 最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少していること ④ 直近期の税務申告決算において繰越欠損（個人事業者はマイナスの元入金）を内包している者 ⑤ 本制度を利用中の者で、返済財源が不足するために再調達資金を必要とする場合に、当初融資金額以下で本制度の借換を行う者	運転 設備	8,000万円	2.25 以内	10年以内 (据置 2年)	0.45～1.30  ※セーフティネット 1～4号、6号 は0.45 5、7、8号は 0.40
	短期	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、短期資金を必要とする者		2,000万円	1.85	1年以内	
	長期設備	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次の各号のいずれかに該当する設備投資を行う者 ① 工場、倉庫、店舗、事務所等を新築、増築、改築または改装しようとする者 ② 構築物・機械・装置等を新設、増設、更新または改造しようとする者 ③ 資材置場、駐車場用地等、事業に係る土地取得を主目的とする者又は①、②を目的とする土地取得を行う者		1億円  ※ 運転資金は、 設備投資に伴い 必要となるつな ぎ資金の決済資 金のみ利用可	2.45 以内	15年以内 (据置 2年)	
	経営力強化	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、金融機関及び中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく認定を受けた経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営力の強化を図る者		5,000万円	1.30	運転 5年以内 (据置 1年以内) 設備 7年以内 (据置 1年以内) 県制度融資からの 借換えの場合、10 年以内（据置 1年 以内）	
小規模企業者支援資金		保証協会の保証による借入れが、この資金の借入れを含めて2,000万円を超えない者であって、次のいずれかに該当する者 ① 県内において事業を継続し、県税を完納している小規模企業者（NPO法人を除く。） ② 小規模企業者（NPO法人を除く）のうち、特別小口保険を利用する者は、県内で同一の業種に係る事業を1年以上継続して行い、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）、事業税又は県民税、市町村民税の所得割のいずれかについてこの資金の借入申込日以前1年間において納期が到来した税額がある者であって、かつ当該税額を完納している者	運転 設備	2,000万円	2.10 以内	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.50～1.60  ※セーフティネット 1～8号は 0.45  ※特別小口 保険は0.45
下請企業・ 協同組合 振興資金	下請企業 手形割引 あっせん	長崎県産業振興財団に登録されている下請中小企業者で、支払条件の悪化により、資金繰りに支障を来し、手形割引による運転資金を必要とする者	運転	2,000万円 組合 5,000万円	1.85	120日以内 (割引期間)	—
	協同組合 振興	長崎県中小企業団体中央会に加入し、その指導を受け、かつ、一定の要件を備えた中小企業協同組合等	運転 設備	5,000万円 (知事特認は 別途)	2.15 1年以内 1.85	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	必要な場合 0.45～1.30

制度名		融資対象	資金使途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額:年)
緊急資金 繰り支援 資金	連鎖倒産 防止	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者 ① 倒産企業（銀行取引停止を含む。）に対し、売掛債権等を有する関連中小企業 ② 知事が特に認めた企業に対し、売掛債権等を有する関連中小企業	運転	3,000万円 (債権額を限度)	1.60	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年)	0.05~0.90  ※1セーフティネット 1~4号、6号 は0.05 5、7、8号は 0
	災害復旧 支援	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、台風、水害等の自然災害により、事業所、商品、原材料等に被害を被った者	運転 設備	3,000万円			
	環境変化 対策	県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、知事が認める特別の事由による経営環境の変化等により、経営の安定に支障が生じている者で、知事が認める特定の地域で事業を行っている者又は中小企業信用保険法第2条6項の規定により、経済産業大臣が発動する突発的に生じた大規模な経済危機、災害等の事象を原因として経営の安定に支障を生じていることについて市町長の認定を受けた者		1億円 ※セーフティネット保証は 別枠1億円 ※危機関連保証は 別枠2億8,000万円			
創業バックアップ資金		県内に住所を有しており、かつ、県税を完納している者のうち、次の各号のいずれかに該当する者 ① 事業を開始した日、又は会社を設立した日以後5年未満である者 (個人で創業し法人成りした会社においては、当該会社の創業者が上記に該当していること) ② 事業を営んでいない個人のうち、県内において1か月以内に新たに事業を開始する具体的計画、又は県内において2か月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有している者 ※その他要件詳細は、長崎県HP「長崎県中小企業向け制度融資のご案内」掲載の 長崎県中小企業対策資金貸付要綱(別表)をご覧ください。 ③ 中小企業者の会社が事業を継続しつつ、中小企業者である分社化する予定の会社、または、分社化した 設立5年以内の会社	運転 設備	3,500万円	1.95	運転 7年以内 (据置 1年) 設備10年以内 (据置 2年) ※スタートアップ 創出保証に準じる 場合は、据置1年	0.40 ※スタート アップ創出 保証に準じ る場合は、 0.60 ※一般保証 利用の場合 0.05~1.50
事業承継資金		県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当するもの (1) 5年以内に事業承継予定又は事業承継後5年以内の者で、次のいずれかに該当するもの ① 個人事業主から事業を承継した個人又は会社 ② 代表者の交代による経営の承継を行う会社 ③ 事業承継のために設立された持株会社 ④ 被承継者の事業の承継を行う個人又は会社 (2) 信用保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人又は 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継した法人であって、事業承継日から3年を経 過していないもので、次の①から④までの要件全てを満たすもの ① 資産超過であること。 ② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること。 ③ 法人・個人の分離がなされていること。 ④ 返済緩和している借入金がないこと。 (3) 次の①から⑥までのいずれかに該当し、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20年法律第33号）第12条第1項第1号イの規定による認定を受けた会社である中小企業者（以下 「認定中小企業者」という。）の代表者 ① 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。 ② 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。 ③ 認定中小企業者の代表者が、株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付する ことが見込まれること。 ④ 認定中小企業者の代表者が、当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割 に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと。 ⑤ 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。 ⑥ その他諸費用が生じたこと。	運転 設備	1億円 ※融資対象(3)にお ける特別小口保険 に係る保証の場合 は、2,000万円	1.95	融資対象(1)の場合 運転10年以内 (据置 1年) 設備15年以内 (据置 2年)  融資対象(2)の場合 10年以内 (据置 1年)  融資対象(3)の場合 運転10年以内 (据置 1年) 設備15年以内 (据置 1年)	0~1.50

制度名	融資対象		資金 使途	貸付条件			
				限度額	利率% (年)	償還期間	保証料率% (対融資額:年)
再生支援資金	<p>県内において事業を継続し、かつ、県税を完納している中小企業者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>① 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>② 認定支援機関の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>③ 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p>④ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>⑤ 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>⑥ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画</p> <p>⑦ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの</p> <p>⑧ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画</p> <p>⑨ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第140条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画</p> <p>⑩ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画</p> <p>⑪ 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画</p>		運転 設備	5,000万円	2.10 以内	15年以内 (据置1年) 一括返済の場合は 1年以内	責任共有 0.40% 責任共有対象 外 0.60%
地域産業 支援資金	過疎・離島 半島振興	過疎地域・半島地域・離島地域において事業を継続している者	運転	5,000万円	2.10	運転 7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.05~0.90
	地域雇用 促進応援	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業【事業拡充支援】の補助の採択を受けた者	設備		1.85 以内		
地方創生 推進資金	Nびか 認証企業応援	長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（Nびか）の認証を受け、かつ、働きやすい職場づくりのための具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者	運転	5,000万円	1.60	運転 7年以内 (据置1年) 設備10年以内 (据置2年)	0.20
	SDGs 登録企業応援	長崎県SDGs登録制度に登録し、かつ、SDGsの実現に向けた具体的な事業計画を策定し、計画の実行に取り組む者として県が認定した者					
	宿泊事業者 応援	宿泊業を営む者又は宿泊施設を所有する者で、県内観光産業の活性化に寄与する者として、経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画書を策定した者	設備	2億8,000万円	10年目まで 1.30 11年目以降 の利率は、 その時点の 経営安定資 金（長期） の利率以内 とする。	20年以内 又は 耐用年数 のいずれか 短い期間 (据置2年)	